



# 第103回 定時株主総会招集ご通知

**開催日時** 2025年6月20日（金曜日）  
午前10時（受付開始 午前9時15分）

**開催場所** 神奈川県秦野市曾屋518番地  
株式会社NITTAN 本社工場 大会議室

**決議事項** 議 案 剰余金の処分の件

## 目次

第103回定時株主総会招集ご通知	1
議決権行使方法のご案内	3
株主総会参考書類	4
事業報告	5
連結計算書類	28
計算書類	32
監査報告書	36

県立秦野戸川公園のチューリップフェア



証券コード6493  
2025年6月4日  
(電子提供措置の開始日2025年5月28日)

株 主 各 位

神奈川県秦野市曾屋518番地  
株式会社N I T T A N  
代表取締役社長 李 太 煥

## 第103回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第103回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第103回定時株主総会招集ご通知」及び「第103回定時株主総会招集ご通知その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト (<https://www.niv.co.jp>)



上記ウェブサイトアクセスして、「IR情報」「株主総会関連資料」の順に選択してご覧ください。

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)



上記ウェブサイトアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席願えない場合は、インターネット又は書面により議決権を行使することができますので、いずれかの方法での議決権の行使をお願い申し上げます。お手数をおかけいたしますが、電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただいたうえで、2025年6月19日(木曜日)午後5時20分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

1. 日 時 2025年6月20日（金曜日）午前10時
2. 場 所 神奈川県秦野市曾屋518番地  
株式会社N I T T A N 本社工場 大会議室  
(裏面記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 株主総会の目的である事項  
報告事項 1. 第103期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告および連結計算書類報告ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
2. 第103期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件  
決議事項 案 剰余金の処分の件

以 上

### お知らせ

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ご送付している書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。なお、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、下記の事項を除いております。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
  - ・連結計算書類の連結注記表
  - ・計算書類の個別注記表
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにもその旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。

## 議決権行使方法のご案内



### 株主総会にご出席される方へ

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。  
株主総会当日は、資源節約のため、この「招集ご通知」をお持ちくださいますようお願い申し上げます。



### 書面（郵送）により議決権を行使される方へ

#### 行使期限 2025年6月19日（木曜日） 午後5時20分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。  
議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。



### インターネットにより議決権を行使される方へ

#### 行使期限 2025年6月19日（木曜日） 午後5時20分まで

当社の指定する議決権行使ウェブサイト(<https://www.web54.net>)にアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご入力ください。

## インターネットによる議決権行使のご案内

### 議決権行使のお取り扱いについて

- インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- 複数回議決権を行使された場合は、当社に最後に到着したものを有効な議決権行使としてお取り扱いします。
- インターネットによる議決権行使と議決権行使書面が同日に到着した場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いします。

### パスワードのお取り扱い

- パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認する手段です。印鑑や暗証番号と同様に大切に保管願います。
- パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。パスワードの再発行を希望される場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

### 議決権行使ウェブサイトのご利用について

- インターネットによる議決権行使は、当社の指定する上記の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。
- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

インターネットによる議決権行使についてのお問い合わせ先

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

☎0120-652-031 受付時間 午前9時～午後9時

## 議案および参考事項

### 議 案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

当社は、長期的な展望に立ち、企業体質の強化を図りながら、経営環境及び収益を勘案しつつ、可能な限りの配当を継続的に行うことを基本方針としております。当期の期末配当につきましては、当期の業績、今後の事業展開及び諸般の状況を総合的に勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

#### (1) 配当財産の種類

金銭

#### (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき6円 総額172,650,648円

(注) 中間配当を含めた当事業年度の年間配当は、1株につき12円となります。

#### (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2025年6月23日

以 上

## 1 企業集団の現況に関する事項

### ① 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は持ち直しの動きが続いているものの、欧米における高い金利水準の継続や中国経済の先行き不安等による影響が懸念される不透明な状況での推移となりました。日本経済は、雇用・所得環境が改善するなど緩やかに回復していますが、先行きについては米国の通商政策の影響等による海外景気の下振れリスクや物価上昇の継続、金融資本市場の変動等の影響が懸念される状況となっています。また、当社グループが最も影響を受ける自動車業界におきましては、日本市場においては車両認証問題や物価上昇等の影響により低調な推移となりました。グローバル市場においては、半導体等の部品不足解消に伴う生産の正常化により回復トレンドが継続しましたが、米国の通商政策の影響が懸念されるなど先行きの不透明感が高まっています。

このような状況下、当社グループは、「基盤強化」、「持続的発展」、「企業風土改革」を柱とするグローバル経営方針を掲げ、当社グループのパーパスである「多様な技術を駆使し、脱炭素化社会の実現に貢献する」ことを目指し、国内外で競争力を高める施策や取り組みを積極的に展開してまいりました。その実現に向けた当社グループの中長期経営VISIONである「NITTAN Challenge 10」につきましても、VISION I（ICE領域）及びVISION II（EV領域）における各アイテムの拡大と事業化に向けた開発を着実に進めております。

なお、2023年12月31日に当社堀山下工場（船用部品工場）において発生した火災に関しましては、関係各位に多大なるご迷惑とご心配をおかけいたしました。当火災の被害により同工場の稼働及び船用部品生産への影響が生じましたが、既報のとおり2024年5月に稼働を再開し生産・納品の挽回に努めてまいりました。

このような経営環境のもと、当社グループの当連結会計年度の経営成績につきましては、売上高はP B W事業廃止等の減収要因はあったものの、為替換算の円安効果、四輪車用エンジンバルブの受注増加、コスト上昇分の販売価格反映等により、前期に比べ増収となりました。この結果、売上高514億46百万円（前期比4.0%増）となりました。

損益面につきましては、船用部品事業における火災影響に伴う追加コスト発生や新規製品の立ち上げコスト増加等により、期初計画を下回る結果となる、営業利益15億7百万円（前期比25.5%減）、経常利益18億96百万円（前期比23.6%減）となりました。最終損益につきましては、当社堀山下工場（船用部品工場）の火災に係る保険金を「受取保険金」として特別利益に計上する一方で、主に歯車事業に係る固定資産の将来の回収不能見込額を「減損損失」として特別損失に計上したことなどにより、親会社株主に帰属する当期純利益6億30百万円（前期比4.9%増）となりました。

なお、株式の取得により株式会社恵那金属製作所（現・株式会社N I T T A N恵那金属）及び同社の子会社1社を第3四半期連結会計期間より連結の範囲に含めておりますが、2024年12月31日をみなし取得日としており、当連結会計年度においては貸借対照表のみ連結しております。

事業セグメント別の概況は、次のとおりであります。

なお、第1四半期連結会計期間より、従来、「P BW」としていた報告セグメントについて、同事業を廃止したことにより重要性が乏しくなったため、「その他」に含めております。

事業セグメント	売上高	前期比増減	営業利益または 営業損失 (△)	前期比増減	売上高 構成比
小型エンジンバルブ	44,643,982千円	7.1%	2,354,063千円	29.8%	83.2%
舶用部品	3,811,141千円	5.1%	△453,159千円	-	7.1%
歯車	2,296,665千円	△7.9%	△219,279千円	-	4.3%
その他	2,890,650千円	△18.8%	△239,772千円	-	5.4%
合計	53,642,439千円	4.4%	1,441,851千円	△21.1	100.0%

(注)舶用部品の売上高3,811,141千円は、セグメント間の内部売上高または振替高49,203千円を含んでおります。セグメント間の内部売上高または振替高を含まない場合の舶用部品の売上高は3,761,938千円（前期比5.5%増）であります。その他の売上高2,890,650千円は、セグメント間の内部売上高または振替高2,146,756千円を含んでおります。セグメント間の内部売上高または振替高を含まない場合のその他の売上高は743,894千円（前期比57.3%減）であります。事業セグメントの合計売上高は51,446,480千円（前期比4.0%増）、営業利益1,507,640千円（前期比25.5%減）であります。

当連結会計年度のセグメント別の概況は、次のとおりであります。

### 小型エンジンバルブ

当セグメントの売上高につきましては、国内事業においては北米向け中空エンジンバルブの受注増加及び販売価格の改定等により、四輪車用エンジンバルブは前期に比べ増収となりました。二輪車用エンジンバルブは主力の北米・欧州向け製品の販売不振等の影響により、前期に比べ減収となりました。

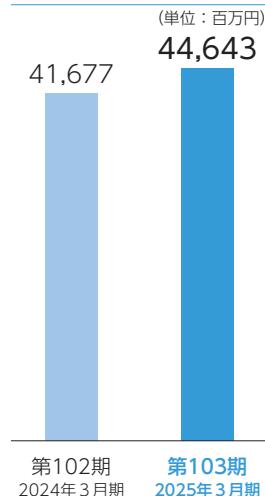
海外事業においては、アセアン・中国の一部拠点における自動車販売不振に伴う受注減少等による減収要因があったものの、為替換算の円安効果、北米拠点における受注増加及び販売価格の改定、欧州拠点における中空エンジンバルブの受注増加等により、前期に比べ増収となりました。

汎用エンジンバルブは、海外向け製品の生産調整及び販売不振等の影響により、前期に比べ減収となりました。

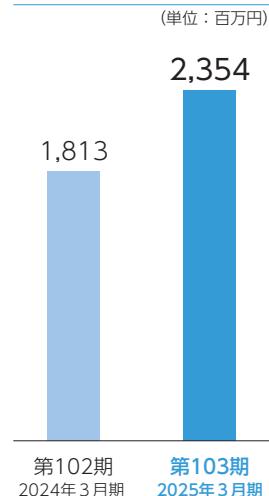
損益面につきましては、アセアン・中国の一部拠点における減収影響等による減益要因はあったものの、為替換算の円安効果に加え、国内事業における販売価格の改定や中空エンジンバルブの増収効果、北米拠点の損失幅縮小等により増益となりました。

この結果、売上高446億43百万円（前期比7.1%増）、セグメント利益（営業利益）23億54百万円（前期比29.8%増）となりました。

#### 売上高



#### 営業利益



### 船用部品

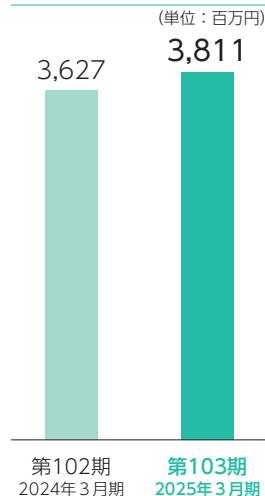
当セグメントの売上高につきましては、船用部品の国内生産拠点である当社堀山下工場（船用部品工場）における火災の被害により同工場の稼働及び生産への影響が生じましたが、既報のとおり2024年5月に稼働を再開しており、以降の生産・納品の挽回により、前期に比べ増収となりました。

損益面につきましては、当該火災の影響に伴う復旧費用及び生産・納品対応による外注費等の追加コストの発生等により、損失計上となりました。

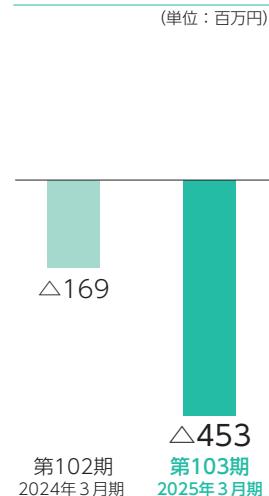
この結果、売上高38億11百万円（前期比5.1%増）、セグメント損失（営業損失）4億53百万円（前期はセグメント損失（営業損失）1億69百万円）となりました。

なお、当セグメントの売上高は、セグメント間の内部売上高又は振替高49百万円を含んでおります。

#### 売上高



#### 営業利益



## 歯車

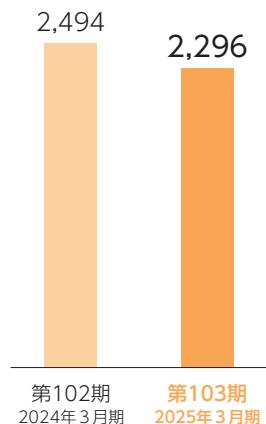
当セグメントの売上高につきましては、自動車用製品は販売価格の改定等による増収要因はあったものの海外向け製品の販売不振及び機種変更の影響等による受注減少により、前期に比べ減収となりました。産業機械用製品は販売価格の改定等による増収要因はあったものの他製品の受注減少により、前期に比べ減収となりました。

損益面につきましては、販売価格の改定等による増収要因はあったものの自動車用製品の減収影響等により損失幅が拡大しました。

この結果、売上高22億96百万円（前期比7.9%減）、セグメント損失（営業損失）2億19百万円（前期はセグメント損失（営業損失）1億9百万円）となりました。

### 売上高

(単位：百万円)



### 営業利益

(単位：百万円)



## その他

当セグメントの売上高につきましては、P B Wは当事業の廃止に伴い減収となりました。バルブリフターは海外向け製品の受注減少により減収となりました。可変動弁は補用品の販売減少により減収となりました。工作機械はグループ内部での取引増加により増収となりました。ロイヤルティーはグループ内部での取引増加により増収となりました。

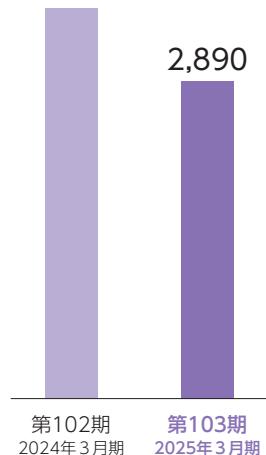
損益面につきましては、新規製品の立ち上げコスト増加等により、損失計上となりました。

この結果、売上高28億90百万円（前期比18.8%減）、セグメント損失（営業損失）2億39百万円（前期はセグメント利益（営業利益）2億93百万円）となりました。

なお、当セグメントの売上高は、セグメント間の内部売上高又は振替高21億46百万円を含んでおります。

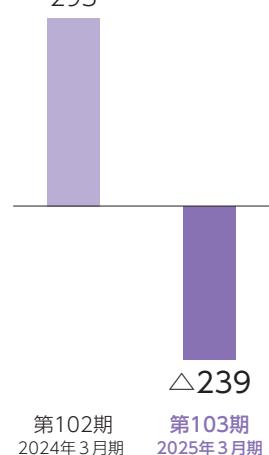
### 売上高

(単位：百万円)



### 営業利益

(単位：百万円)



## ② 設備投資等の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は32億65百万円であります。その主なものは、当社では、山陽工場（山口県）の小型エンジンバルブ製造設備の更新及び合理化並びに、堀山下工場（神奈川県）の船用エンジンバルブ製造施設・設備の復元であります。

また、海外子会社では、U.S.エンジンバルブ（パートナーシップ）及び日照日鍛自動車部件有限公司の小型エンジンバルブ製造設備の増設に加え、当社グループの中長期経営ビジョンであるNITTAN Challenge 10達成のための新規開発製品の設備投資として、ニッタンベトナムCo.,Ltd.の設備用部品製造設備への新規投資を実施しました。

## ③ 資金調達の状況

当連結会計年度において、株式会社恵那金属製作所の株式取得に伴う資金の借換及び長期の安定的な資金調達の確保を目的として、複数の金融機関との間でシンジケートローン契約を締結し総額17億円を調達しております。

## ④ 対処すべき課題

当社グループを取り巻く事業環境においては、バッテリーEV（BEV）の販売が一服する一方で、中国を中心にソフトウェア定義型車両（SDV）の開発が進展しており、今後の競争の新たな軸となることが見込まれます。SDVは従来車とは異なる付加価値を提供し、パワートレインの多様性が維持されることから、内燃機関にとって有利な市場環境が継続するとの見方もあります。また、BEVの販売鈍化を背景に、各自動車メーカーがハイブリッド車（HEV）やプラグインハイブリッド車（PHEV）へのシフトを進めており、当社が注視している市場においても、2040年まで内燃機関（ICE）車の需要は継続するとの予測がなされています。

当社グループは、このような経営環境を踏まえ、パーパス「多様な技術を駆使し、脱炭素化社会の実現に貢献する」を掲げ、その実現に向け、コア技術を活用した既存の内燃機関向け製品にとどまらず、新規事業領域への挑戦を加速しております。また、全社一丸となって中長期経営ビジョン「NITTAN Challenge 10」の実現に邁進しております。「VISION I」では、既存の内燃機関部品における付加価値を高め、事業の拡大を図っており、自動車に加え、二輪車、船舶、発電機など幅広い用途の内燃機関向けに、燃費改善に貢献する製品開発を進め、受注獲得を目指しております。「VISION II」では、電動化領域および異業種領域への挑戦を本格化させており、一部製品においてはすでに受注を獲得しております。引き続き、新規事業につながる開発活動を継続してまいります。さらに、昨年実施したM&Aにより、N I T T A N恵那金属を完全子会社化いたしました。本M&Aの目的は、両社の技術と資源を統合することで既存事業の競争力を強化するとともに、新規事業への参入障壁を下げることにあります。具体的には、同社が保有する切削加工技術や表面処理技術を活用することで、生産性の向上とシナジー効果の創出を図ります。また、N I T T A Nを通じた海外展開の加速も見込んでおります。これらの取り組みにより、中長期経営ビジョンの達成と、持続的な収益拡大を目指してまいります。

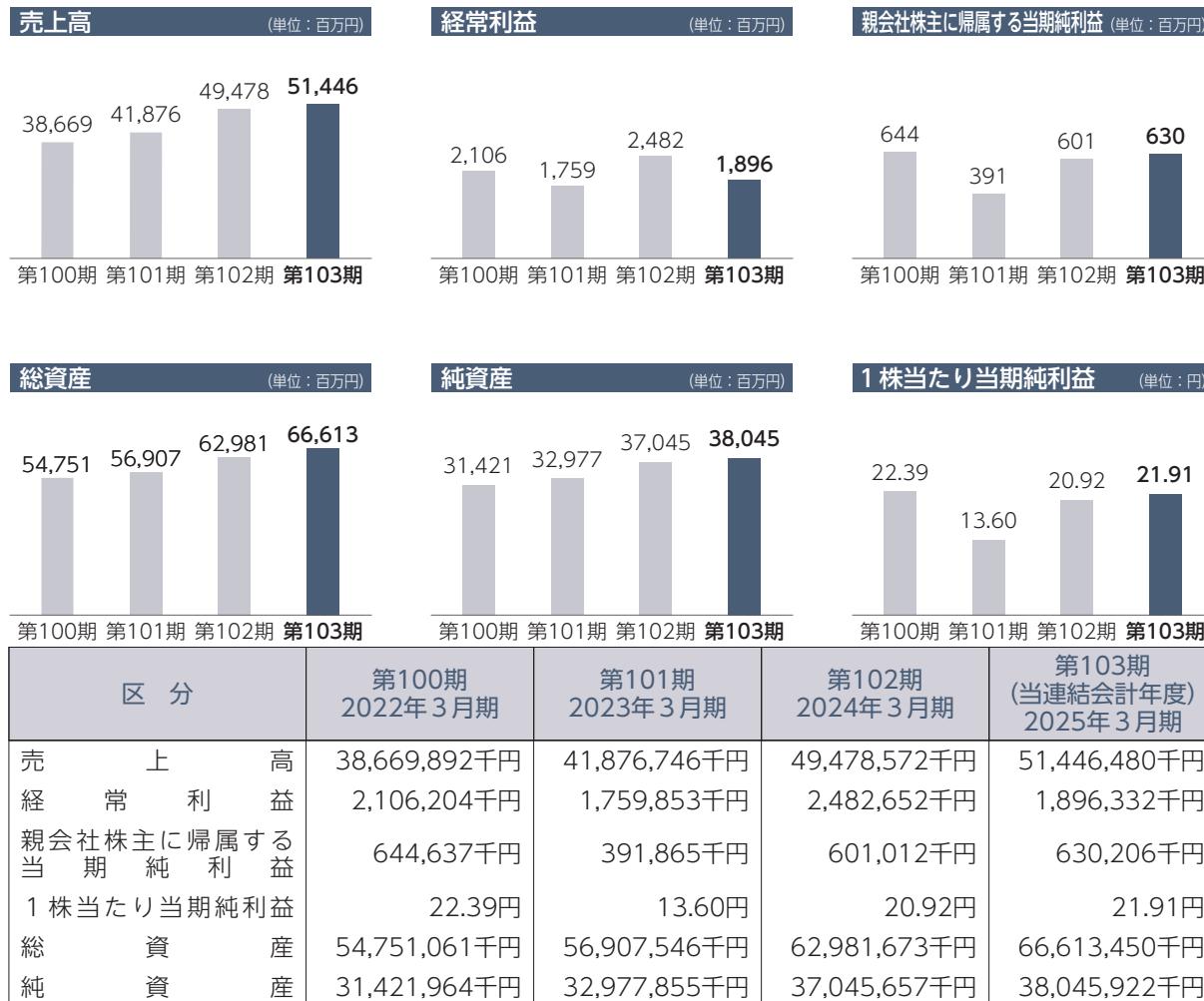
次年度につきましては、基幹システムの刷新を通じてI T化、D Xの推進を行い、製造工程の「見える化」やトレーサビリティの強化を図り、業務効率と品質管理の高度化を進めてまいります。また、「基盤強化」、「永続的発展」、「企業風土改革」を柱とする2025年度グローバル経営方針の実現に向けた施策や取り組みを展開してまいります。

【2025年度 グローバル経営方針】

1. 基盤強化・・・既存事業をより強く
    - (1) 既存事業の付加価値を高め、事業の将来性を伸ばす
    - (2) 事業別再編を進め、競争力と収益力を強化する
    - (3) NPM活動と職場環境を改善し、生産性を高める
  2. 永続的发展・・・今進めているNC10を完遂する
    - (1) NC10 VISION I アイテムの拡販を成功させ、売上を伸ばす
    - (2) NC10 VISION II アイテムを商品化させ、新規事業化する
    - (3) NCN活動を愚直に進め、CO<sub>2</sub>削減目標を達成する
  3. 企業風土改革・・・改革、それは全てを変えてみることに
    - (1) 今までのやり方を変え、効率と成果をさらに追求する
    - (2) 万が一を気にせず、何事にも果敢に挑戦する
    - (3) お互い称え合いながら切磋琢磨し、健やかに人が育つ企業体質にする
- ※ 1・・・NPMは、「NITTAN Total Productive Management」の略称で、当社グループで展開している生産システム効率化を極限まで追求する企業体質づくりを目標とするNITTAN流の改善活動です。
- ※ 2・・・NC10 VISION I は、ICE領域において既存事業の付加価値追求を目指す取り組みです。
- ※ 3・・・NC10 VISION II は、EV領域において新規事業化や商品化によるSDGsへの貢献を目指す取り組みです。
- ※ 4・・・NCNは、NITTANカーボンニュートラルの略称で、当社グループの事業活動で発生する温室効果ガス排出量の削減を目指す取り組みです。

## ⑤ 財産及び損益の状況の推移

### ① 企業集団の財産及び損益の状況



(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により算出しております。

## ② 当社の財産および損益の状況

区 分	第100期 2022年3月期	第101期 2023年3月期	第102期 2024年3月期	第103期 (当期) 2025年3月期
売上高	19,695,234千円	18,877,252千円	21,042,453千円	20,419,680千円
経常利益	1,359,212千円	707,580千円	1,343,798千円	1,065,509千円
当期純利益	1,133,656千円	568,516千円	959,288千円	1,320,742千円
1株当たり当期純利益	39.38円	19.73円	33.40円	45.92円
総資産	34,374,342千円	35,552,608千円	39,391,932千円	38,257,606千円
純資産	19,482,191千円	19,768,269千円	22,436,512千円	22,230,435千円

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により算出しております。

## ⑥ 重要な親会社及び子会社の状況 (2025年3月31日現在)

### ① 親会社との関係

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
U.S.エンジンバルブコーポレーション	30 米ドル	100.0 %	パートナーシップへの出資
PT.フェデラルニッタンインダストリーズ	17,744 百万ルピア	60.0	エンジンバルブ製造販売
ニッタンタイランドCo.,Ltd.	200,000 千バーツ	63.9	エンジンバルブ製造販売
U.S.エンジンバルブ (パートナーシップ)	23,568 千米ドル	51.0 (51.0)	エンジンバルブ製造販売
台湾日鍛工業股份有限公司	91,083 千新台幣	51.0	エンジンバルブ製造販売
N I T T A N ( B V I ) Co.,Ltd.	50,000 米ドル	100.0 (100.0)	エンジンバルブ製造販売会社への出資
広州日鍛汽車部件有限公司	37,142 千人民元	100.0 (100.0)	エンジンバルブ製造販売
ニッタン・ユーロ・テック sp.z o.o.	32,745 千ズロチ	51.0	エンジンバルブ製造販売
ニッタンベトナムCo.,Ltd.	200,064 百万ベトナムドン	75.0 (20.0)	エンジンバルブ製造販売
ニッタンインディアテック Pvt.Ltd.	2,160 百万インドルピー	100.0 (0.02)	エンジンバルブ製造販売
ニッタン・グローバル・テック株式会社	50,000 千円	51.0	グローバル展開のマネジメント
株式会社 秦和	30,000 千円	100.0	当社での売店業務他
日照日鍛汽車部件有限公司	75,600 千人民元	51.0	エンジンバルブ製造販売
株式会社N I T T A N恵那金属	100,000 千円	100.0	機械加工・表面処理・不動産賃貸
恵那金属(昆山)有限公司	49,004 千人民元	100.0 (100.0)	機 械 加 工

- (注) 1. U.S.エンジンバルブコーポレーションには上記資本金の他9,302千米ドルの資本準備金があります。  
 2. ニッタン・ユーロ・テックsp.z o.o.には上記資本金の他29,980千ズロチの資本準備金があります。  
 3. 「当社の出資比率」欄の(内書)は間接所有であります。  
 4. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。  
 5. 当社は、2024年10月2日付で株式会社恵那金属製作所の株式を取得し、同社及び同社子会社の恵那金属(昆山)有限公司を連結子会社といたしました。なお、同社は2025年1月1日付で株式会社N I T T A N恵那金属に商号変更しております。

### ③ その他

技術提携の主な相手先は米国のイトンコーポレーションであります。

## ⑦ 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

事業区分	事業内容
小型エンジンバルブ	乗用車・二輪車・トラック・バス・汎用製品等の小型エンジンバルブの製造販売、パートナーシップ（エンジンバルブ製造販売）への出資
船用部品	船舶用エンジンバルブ、汎用製品のエンジンバルブの製造販売
歯車	自動車・トラック・農業機械・建設機械・産業機械等の精密鍛造歯車の製造販売
その他	PBW、バルブリフター、ローラーロッカーアーム、タービンハウジング、工作機械、自動車用電磁式連続カム位相可変機構の製造販売、表面処理加工、ロイヤルティー等

- (注) 1. 当連結会計年度より、従来、「PBW」としていた事業区分について、同事業を廃止したことにより重要性が乏しくなったため、「その他」に含めております。
2. 株式会社N I T T A N 恵那金属及び同社の子会社である恵那金属(昆山)有限公司の事業は、「その他」に含めております。

## ⑧ 主要な営業所及び工場（2025年3月31日現在）

株 式 会 社 N I T T A N	本 社：本社工場 神奈川県秦野市曾屋518番地 東京本社 東京都新宿区西新宿8丁目4番2号 野村不動産西新宿ビル2F 営業所：中部営業所（愛知県名古屋市西区） 工 場：秦野本社工場（神奈川県秦野市） 堀山下工場（神奈川県秦野市） 山陽工場（山口県山陽小野田市）
U.S.エンジンバルブコーポレーション	米国 オハイオ州
U.S.エンジンバルブ（パートナーシップ）	米国 サウスカロライナ州
台 湾 日 鍛 工 業 股 份 有 限 公 司	台湾 桃園市
PT.フェデラルニッタンインダストリーズ	インドネシア 西ジャワ州
ニ ッ タ ン タ イ ラ ン ド Co.,Ltd.	タイ チョンブリ県
N I T T A N (B V I) Co.,Ltd.	英領 ヴァージン諸島
広 州 日 鍛 汽 車 部 件 有 限 公 司	中国 広東省
日 照 日 鍛 汽 車 部 件 有 限 公 司	中国 山東省
ニッタン・ユーロ・テック sp.z o.o.	ポーランド シロンスク県
ニ ッ タ ン ベ ト ナ ム Co.,Ltd.	ベトナム バクニン省
ニッタンインディアテック Pvt.Ltd.	インド アンドラプラディッシュ州
ニッタン・グローバル・テック株式会社	東京都新宿区
株 式 会 社 秦 和	神奈川県秦野市
株 式 会 社 N I T T A N 恵 那 金 属	岐阜県中津川市
恵 那 金 属 ( 昆 山 ) 有 限 公 司	中国 江蘇省

## ⑨ 従業員の状況 (2025年3月31日現在)

従業員数	前期末比増減
2,549名	30名減少

- (注) 1. 従業員数は就業人員です。  
2. 当社の従業員の状況は次のとおりであります。

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
683名	1名減少	45.5歳	19.9年

## ⑩ 主要な借入先 (2025年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社横浜銀行	2,773,950 千円
株式会社みずほ銀行	1,719,800
株式会社三菱UFJ銀行	1,305,000
三井住友信託銀行株式会社	358,480
株式会社日本政策投資銀行	183,360
株式会社静岡銀行	100,000
株式会社山口銀行	100,000
明治安田生命保険相互会社	54,400

- (注) 主要な借入先は当社の状況について記載しております。

## 2 会社の株式に関する事項

- ① 発行可能株式総数 89,000,000株  
 ② 発行済株式の総数 28,775,108株 (自己株式203,752株を除く。)  
 ③ 株 主 数 9,920名  
 ④ 大 株 主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持株比率
イートンコーポレーション	4,947,660株	17.19%
K S D - K B	1,376,000	4.78
株式会社横浜銀行	1,302,525	4.53
岩谷産業株式会社	1,300,000	4.52
本田技研工業株式会社	1,233,690	4.29
日本パーカライジング株式会社	1,098,154	3.82
PHILLIP SECURITIES CLIENTS (RETAIL)	1,058,000	3.68
INTERACTIVE BROKERS LLC	612,200	2.13
株式会社シンニッタン	517,000	1.80
明治安田生命保険相互会社	448,641	1.56

- (注) 1. イートンコーポレーションは、所有する当社株式をザバンクオブニューヨークメロン140042 (常任代理人株式会社みずほ銀行決済営業部)に信託しており、同社の名義で株主名簿に記載されております。  
 2. K S D - K B (常任代理人シティバンク、エヌ・エイ東京支店) の実質保有者は、柳成企業株式会社 (保有株式：869,000株) 及び金龍機械株式会社 (保有株式：507,000株) であります。  
 3. PHILLIP SECURITIES CLIENTS (RETAIL) (常任代理人フィリップ証券株式会社) の実質保有者の一部は、Siam Motors Parts Co., Ltd. (保有株式：1,057,000株) であります。  
 4. 持株比率は、自己株式 (203,752株) を控除して計算しております。

### ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

役員区分	株式数	交付対象者
取締役 (社外取締役を除く。)	35,611株	5名

### ⑥ その他株式に関する重要な事項

当社は、2024年7月11日開催の取締役会において、取締役 (社外取締役を除く) 5名に対し譲渡制限付株式報酬として当社普通株式35,611株の自己株式の処分を行うことについて決議しております。

### 3 会社役員に関する事項

#### ① 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役社長 (代表取締役)	李 太 煥	先行開発部担当
常務取締役	安 藤 輝 明	製造本部、量産開発部、生産技術開発部担当
常務取締役	鈴 木 隆 司	事務間接管掌
取 締 役	栗 原 伸 元	営業統括部担当兼営業統括部部长兼第2営業部部长
取 締 役	遠 藤 浩 光	GMO (グローバルマネジメントオフィサー) 兼海外統括部、情報システム部担当兼グローバル・コンプライアンス責任者
取 締 役	石 垣 和 男	
取 締 役	熊 平 美 香	株式会社エイテッククマヒラ 代表取締役 一般財団法人クマヒラセキュリティ財団 代表理事 昭和女子大学ダイバーシティ推進機構キャリアアカレッジ 学院長 一般社団法人21世紀学び研究所 代表理事 キューピー株式会社 社外監査役 サイボウズ株式会社 社外取締役
取 締 役	増 田 由美子	株式会社消費者の声研究所 代表取締役 株式会社DTS 社外取締役 K&Oエナジーグループ株式会社 社外取締役
取 締 役	徳 永 健二郎	日本イートン合同会社 ジャパン・カンントリー・コントローラー
監査役 (常勤)	高 橋 健 二	
監 査 役	井 上 文 雄	
監 査 役	山 田 章 雄	山田章雄公認会計士事務所 ファイザーヘルスリサーチ振興財団 監事 楽天インシュアランスホールディングス株式会社 社外監査役 株式会社内田洋行 社外監査役 株式会社熊谷組 社外監査役
監 査 役	田 坂 勇 介	株式会社NTTデータ経営研究所 シニアスペシャリスト 株式会社NTT金融イノベーション本部ビジネスデザイン室 エグゼクティブ・バンキング・ストラヂジスト

- (注) 1. 取締役石垣和男、熊平美香、増田由美子及び徳永健二郎の4氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役山田章雄及び田坂勇介の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 取締役遠藤浩光及び増田由美子の両氏は、2024年6月21日開催の第102回定時株主総会において新たに選任され就任いたしました。
4. 取締役金原利道及び高橋幸一の両氏は、2024年6月21日開催の第102回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。
5. 監査役高橋健二及び田坂勇介の両氏は、2024年6月21日開催の第102回定時株主総会において新たに選任され就任いたしました。
6. 監査役菊地浩二及び工藤光和の両氏は、2024年6月21日開催の第102回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により監査役を退任いたしました。
7. 監査役山田章雄氏は、公認会計士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
8. 監査役田坂勇介氏は、長きにわたり金融機関に在籍し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
9. 取締役徳永健二郎氏が兼職している日本イートン合同会社は、当社の発行済株式の17.19%を保有するイートンコーポレーションの子会社であります。
10. その他、役員が兼職している他の法人等と当社との間には、重要な関係はありません。
11. 取締役石垣和男、熊平美香及び増田由美子並びに監査役山田章雄及び田坂勇介の5氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。

## ② 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めており、各社外取締役、各監査役及び各社外監査役との間で責任限定契約を締結しております。なお、会社法第423条第1項の責任につき、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

## ③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、当該保険契約により被保険者が負担することになる、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して、保険契約期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害を填補することとしております。ただし、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は填補されない等、一定の免責事由があります。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役及び監査役並びに当社が採用する執行役員制度上の執行役員であり、すべての被保険者について、その保険料を特約部分も含めて全額当社が負担しております。

#### ④ 取締役及び監査役の報酬等の額

##### ① 取締役及び監査役の報酬等の支給人数及び支給総額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動 報酬等	譲渡制限付 株式報酬	
取締役 (うち社外取締役)	110,589 (16,050)	90,396 (16,050)	8,170 (-)	12,023 (-)	10 (3)
監査役 (うち社外監査役)	32,718 (9,600)	32,718 (9,600)	-	-	6 (3)
合 計	143,307	123,114	8,170	12,023	16

- (注) 1. 上記の取締役の支給人員には、2024年6月21日開催の第102回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役2名を含んでおります。  
 2. 上記の監査役の支給人員には、2024年6月21日開催の第102回定時株主総会の終結の時をもって退任した監査役2名を含んでおります。  
 3. 上記のほか、使用人兼務取締役の使用人給と9,825千円を支給しております。  
 4. 上記の譲渡制限付株式報酬は、当事業年度中に費用計上した金額を記載しております。

##### ② 業績連動報酬等に関する事項

取締役（社外取締役を除く。）に対し中期経営計画の目標達成を促すインセンティブを付与し、業績向上に対する意識やモチベーションを一層高め、持続的な企業価値向上を図るために、業績連動報酬等として賞与を支給しております。

中期経営計画との関連性を強化するという観点から連結営業利益及び親会社株主に帰属する当期純利益を業績指標とし、単年度における当該指標の達成度に応じた支給率の変動幅を設けております。また、各取締役（会長及び社長を除く。）の役割及び業績への意識・貢献をより強く動機づけるよう、MBO(Management by Objectives)を併用し、個別目標の達成度に応じた支給率の変動幅を設けております。

##### 【業績指標に関する実績】

区 分	第100期 2022年3月期	第101期 2023年3月期	第102期 2024年3月期	第103期 2025年3月期
連結営業利益	1,963,707千円	1,440,665千円	2,023,219千円	1,507,640千円
親会社株主に帰属する 当期純利益	644,637千円	391,865千円	601,012千円	630,206千円

③ 非金銭報酬等の内容

取締役（社外取締役を除く。）に対し株価と連動する株式報酬を交付し、株主の皆様との価値共有を促進することで、企業価値の持続的向上を図ることとしております。

原則として毎年1回、当社役員報酬規程等にもとづき算出される金銭報酬債権を支給し、同債権額に応じて自己株式を割り当てる譲渡制限付株式を交付しております。交付する株式は、株主価値の共有を中長期にわたって実現するために株式交付日から取締役の地位を退任するまでの間、譲渡や担保権の設定等の処分ができないものとしております。

④ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会決議による定めに関する事項

取締役及び監査役の報酬限度額は、2006年6月23日の第84回定時株主総会において、取締役が年額350,000千円以内（ただし、使用人給与は含まない。）監査役が年額50,000千円以内と決議いただいております。また、当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名、監査役の員数は4名（うち、社外監査役は2名）であります。

取締役（社外取締役を除く。）に支給する譲渡制限付株式報酬の総額は、2020年6月24日の第98回定時株主総会において、年額30,000千円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役は除く。）の員数は9名であります。

⑤ 取締役の個人別の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

(ア) 決定方針の決定方法

当社は、2020年5月25日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針を含む当社の役員報酬制度に関する基本方針、「役員報酬ポリシー」を制定しております。

(イ) 決定方針の内容の概要

当社の役員報酬制度については、以下を基本方針としております。

- ・各取締役の目標や重視すべき業績指標を明確にし、中長期経営目標に対するモチベーションの向上を促す仕組みであること
- ・株価と連動する株式報酬を取締役に対して付与することで、中長期の持続的な成長を促し株主との利益共有を図ること
- ・各取締役の役割及び業績への貢献度の適正な反映を図ること
- ・今後の多角的な事業展開を見据えて優秀な人材を確保・維持できる報酬水準であること
- ・報酬制度および水準等については、報酬諮問委員会で妥当性を検証し客観性・透明性のある形で決定すること

### (ウ) 報酬構成及び水準

当社の役員報酬は、職責等に応じた月額固定となる「固定報酬」、単年度の経営指標等に基づき変動する業績連動報酬としての「賞与」、株価との連動による長期インセンティブ報酬としての「株式報酬」から構成され、報酬水準は、当社の経営環境を考慮した上で、外部専門機関の客観的な報酬市場調査データによる同業他社や製造業の企業をピアグループとして水準を調査・分析を行い上記基本方針に沿って水準を設定しております。なお、社外取締役及び監査役については、その職務の性質等に鑑み、固定報酬のみで構成しております。

### (エ) 取締役の個人別の報酬等の決定方法

各取締役の報酬額の決定は、プロセスの透明性・客観性を担保するために、取締役3名以上で目付半数以上が独立社外取締役で構成される報酬諮問委員会が、代表取締役社長の策定した個別支給額及び評価等を含む報酬原案に対し審議を行い、独立社外取締役である報酬諮問委員会委員長が取締役会に助言及び提言を行っております。取締役会は、同委員会の助言及び提言を十分に尊重し決定するものとしております。なお同委員会は、役員報酬制度の構築及び改定の審議を行い、各取締役に対する評価や固定報酬、業績連動報酬等や譲渡制限付株式報酬（金銭報酬債権額）の支給額の妥当性について審議を行っております。

また、取締役会の決定で、取締役の個別支給額の配分を同委員会の助言及び提言を十分に尊重することを条件に代表取締役社長へ一任することができることとしております。なお、同委員会の助言及び提言と異なる配分を行った場合は、代表取締役社長は取締役会へ、その旨及び理由を報告することとしております。

### ⑥ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当事業年度におきましては、固定報酬、業績連動報酬等及び譲渡制限付株式報酬（金銭報酬債権額）について、取締役会において代表取締役社長李太煥に個人別の報酬等の具体的な内容の決定を委任する旨の決議を行い、代表取締役社長において決定を行っております。代表取締役社長に委任をした理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域や職責の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているためです。なお、決定した内容については報酬諮問委員会の審議を経ており、同委員会の助言及び提言の内容に従っていることから、取締役会は当該内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

## ⑤ 社外役員に関する事項

### ① 他の法人等の重要な兼職に関する事項

社外役員の重要な兼職につきましては、「①取締役及び監査役の氏名等」に記載のとおりであります。当社は、いずれの会社とも特別な関係はありません。

### ② 当事業年度における主な活動状況

氏名	区分	取締役会 出席状況	監査役会 出席状況	主な活動状況
石垣 和男	取締役	15回中14回 (93.3%)	—	長きにわたり培った企業経営に関する豊富な経験・知見から発言を行い、議論を深めることに大いに貢献しました。また当事業年度は、指名諮問委員会の委員長(3回中3回に出席)及び報酬諮問委員会の委員長(3回中3回に出席)を務め、役員体制や役員報酬制度に関する議論に貢献したほか、両委員会の委員長として取締役会に助言及び提言を行いました。
熊平 美香	取締役	15回中13回 (86.7%)	—	長きにわたり培った企業経営に関する豊富な知識・知見から発言を行い、議論を深めることに大いに貢献しました。また当事業年度は、指名諮問委員会の委員(3回中3回に出席)及び報酬諮問委員会の委員(3回中3回に出席)を務め、役員体制や役員報酬制度に関する議論に貢献しています。
増田 由美子	取締役	12回中12回 (100%)	—	長きにわたり培った企業経営に関する豊富な知識・知見から発言を行い、議論を深めることに大いに貢献しました。また当事業年度は、指名諮問委員会の委員(2回中2回に出席)及び報酬諮問委員会の委員(1回中1回に出席)を務め、役員体制や役員報酬制度に関する議論に貢献しています。
徳永 健二郎	取締役	15回中14回 (93.3%)	—	長きにわたり日系グローバル企業や外資系企業の財務部門に在籍し、同部門の責任者として蓄積してきた会計やファイナンスに関する高い知見と豊富な経験から発言を行い、議論を深めることに大いに貢献しました。また多国籍企業の出身者として、グローバルな視点によるグループ企業経営やガバナンス機能の強化に関して重要な役割を果たしております。
山田 章雄	監査役	15回中14回 (93.3%)	13回中13回 (100%)	長きにわたり公認会計士として培った幅広い知見・見識及び豊富な経験から発言を行い、議論を深めることに大いに貢献しました。また、代表取締役社長との定期的な会合にも出席し意見を述べました。
田坂 勇介	監査役	12回中12回 (100%)	10回中10回 (100%)	長きにわたり在籍していた金融機関において培った幅広い知見・見識及び豊富な経験から発言を行い、議論を深めることに大いに貢献しました。また、代表取締役社長との定期的な会合にも出席し意見を述べました。

(注) 取締役増田由美子及び監査役田坂勇介の両氏は、2024年6月21日就任後の活動状況を記載しております。

## 4 会計監査人の状況

### ① 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

### ② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

#### ① 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額

55,610千円

#### ② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

55,610千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区別しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。
2. 当社監査役会は、過年度の監査計画と実績の状況を確認するとともに、監査時間及び監査報酬の推移を確認し、当該事業年度の監査時間及び報酬額の見積もりの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行いました。
3. 当社の重要な子会社のうち、PT.フェデラルニッタンインダストリーズ、ニッタンタイランド Co.,Ltd.、U.S.エンジンバルブ (パートナーシップ)、台湾日鍛工業股份有限公司、広州日鍛汽車部件有限公司、NITTAN (BVI) Co.,Ltd.、ニッタン・ユーロ・テック sp.z o.o.、ニッタンベトナム Co., Ltd.及びニッタンインディアテック Pvt. Ltd.、日照日鍛汽車部件有限公司は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の監査を受けております。

### ③ 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

### ④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 5 会社の体制及び方針

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

### ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

- ① 当社及び当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令、定款に適合することを確保するための体制

当社は、法令遵守を企業活動の根幹と位置づけ、経営理念、N I T T A Nグループ・グローバル行動規範、企業行動規範、グローバル・コンプライアンス・プログラムの精神及び具体的内容を当社及び当社グループ各社に周知、徹底する。当社は、金融商品取引法に基づく財務報告の信頼性の確保及び会社法に準拠するための内部統制推進体制を構築し、その運用及び評価を実施する。また反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で組織的に対応する体制を構築する。

- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理並びに当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、株主総会議事録及び取締役会議事録等の法定文書のほか、職務執行に係わる情報が記載された記録（電磁的記録を含む）を関連資料とともに文書管理規程その他社内規程に従い、適切に保存し、管理する。

当社は、当社グループ各社の取締役会に対し、法定事項に加え、当社及び当社グループ各社に重大な影響を及ぼす事項について報告するよう指示を行うことにより速やかに報告する体制を整備する。

- ③ 当社及び当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、ガバナンス規程に基づくガバナンス委員会、グループ内部通報制度規程に基づくホットライン及び内部監査規程に基づく内部監査を通じ、当社及び当社グループ各社の損失の危険を未然に予防し、リスクの最小化を図る。

- ④ 当社及び当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会規程、常務会規程及び稟議規程により当社の権限委譲及び意思決定のルールを定め、業務を効率的に実施する。また当社は、各部門、当社グループ各社に対して、経営計画策定規程及び方針管理規程に基づき、経営目標に沿った方針、計画の策定及び管理を行い、グループ全体における業務の効率化を実現する。

- ⑤ 当該監査役設置会社の監査役がその職務を補助すべき使用人に関する事項  
監査役は、必要に応じ、監査業務を補助すべき使用人を置くことを当社に求めること及び当社の使用人に対し監査業務に必要な事項を命令することができるものとする。監査役の監査業務を補助する使用人及び監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その業務の遂行又は監査役の命令に関して、取締役又は部門長等の指揮命令を受けないものとする。また監査役の監査業務を補助する使用人の人事事項（異動、評価及び懲戒等）については、監査役との事前協議を要するものとする。
- ⑥ 次に掲げる体制その他の当該監査役設置会社の監査役への報告に関する体制
- イ. 当該監査役設置会社の取締役及び会計参与並びに使用人が当該監査役設置会社の監査役に報告するための体制
- ロ. 当該監査役設置会社の子会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当該監査役設置会社の監査役に報告するための体制  
当社は、監査役会に対し、当社及び当社グループ各社における法定事項に加え、当社及び当社グループ各社に重大な影響を及ぼす事項、当社及び当社グループ各社における内部監査の実施状況、当社及び当社グループ各社において各社の内部通報制度に基づくホットラインにより通報された重大な事項について速やかに報告する体制を整備する。  
報告の方法については、監査役との協議により決定するものとする。但し、監査役は、必要に応じて、いつでも当社及び当社グループ各社の取締役及び使用人に対して報告を求めることができるものとする。また当社グループ各社のコンプライアンスの状況等に関し、当社グループ各社の監査役又はその報告を受けた者が定期的に監査役に報告する体制を整備する。
- ⑦ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
当社は、監査役へ報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行なうことを禁止し、その旨を周知徹底する。またグループ内部通報制度規程において、ホットラインにより通報した者に対する不利な取扱いの禁止を規定する。
- ⑧ 当該監査役設置会社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項  
監査役が監査業務にかかる諸費用を当社に請求した場合は、当該費用が監査業務に必要なと認められた場合を除き、その費用を負担する。また当社は、監査業務にかかる費用を支弁するため、必要に応じ、一定額の予算を確保するものとする。
- ⑨ その他当該監査役設置会社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
当社の取締役会は、監査役会の監査業務が適切に、かつ効果的に行われるために、監査役会と定期的に情報を交換する。

## ② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

### ① 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループにおけるリスク管理体制の強化を目的とした「ガバナンス委員会」が主体となり、重要なリスクへの対策を強化し、実効性のある管理体制の推進に継続して取り組んでおります。

また、当社グループの全役員及び従業員に適用する「N I T T A Nグループ・グローバル行動規範」につき、当社及び当社グループ各社での教育実施による周知と浸透を図っております。

当社グループ各社からの報告体制につきましては、グローバル・コンプライアンス・プログラムに準拠した「ガバナンス規程」に基づき、予め定められた報告事項の内容について検討を加え、着実に実施しております。

さらに、「グループ内部通報制度規程」に基づくホットライン等によりコンプライアンス違反等の報告が当社に対してなされたとき、当社グループとして迅速な対応を図ることができるように推進してまいりました。その際、グループ内部通報制度の利用者が不利益な処遇を受けることのないように、徹底しております。

### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録及びその関連資料について、関連規程に基づき、適正に保存、管理されております。

### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社ではBCM（事業継続マネジメント）基本方針及び大規模地震を想定した事業継続計画を定めております。当該事業継続計画の想定される災害の範囲を上げながら対応する訓練及び情報収集を進め、事業継続マネジメントの水準を上げてまいります。

### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会規程、常務会規程及び稟議規程により当社の権限委譲及び意思決定のルールを定め、取締役会及び常務会において、当社グループに関する重要な業務の執行、経営上の重要事項を審議しています。

### ⑤ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

監査役は、取締役会やその他経営に関する重要な会議に出席し、経営の意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するとともに、重要な書類等を閲覧し、必要に応じ取締役及び使用人に報告を求めております。取締役及び使用人は、当社グループに重大な影響を及ぼす事項が生じたときは監査役へ速やかに報告する体制をとっております。「グループ内部通報制度規程」に基づき設置しております通報窓口は、通報を受信した際には遅滞なく監査役に報告する体制を構築し、実施しております。

（注）本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位 千円)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	<b>31,532,615</b>	<b>流動負債</b>	<b>16,230,934</b>
現金及び預金	9,272,996	支払手形及び買掛金	4,583,087
受取手形及び売掛金	9,195,033	短期借入金	5,632,032
棚卸資産	11,091,911	1年以内償還社債	54,000
その他	1,972,673	未払法人税等	357,910
		賞与引当金	352,939
		役員賞与引当金	19,472
		その他	5,231,492
<b>固定資産</b>	<b>35,080,835</b>	<b>固定負債</b>	<b>12,336,593</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>24,713,809</b>	長期未払金	31,200
建物及び構築物	8,406,455	長期借入金	6,324,727
機械装置及び運搬具	12,813,307	繰延税金負債	2,180,955
土地	1,545,393	退職給付に係る負債	3,221,910
建設仮勘定	1,221,000	その他	577,799
その他	727,651	<b>負債合計</b>	<b>28,567,528</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>1,267,711</b>	<b>純資産の部</b>	
<b>投資その他の資産</b>	<b>9,099,315</b>	<b>株主資本</b>	<b>23,242,970</b>
投資有価証券	7,664,081	資本金	4,530,543
出資金	209,545	資本剰余金	4,496,832
長期貸付金	31,005	利益剰余金	14,272,256
繰延税金資産	690,383	自己株式	△56,661
その他	531,567	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>5,785,945</b>
貸倒引当金	△27,268	その他有価証券評価差額金	3,251,257
<b>資産合計</b>	<b>66,613,450</b>	<b>為替換算調整勘定</b>	<b>2,032,784</b>
		退職給付に係る調整累計額	501,902
		<b>非支配株主持分</b>	<b>9,017,007</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>38,045,922</b>
		<b>負債及び純資産合計</b>	<b>66,613,450</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位 千円)

科 目	金	額
売上高		51,446,480
売上原価		44,823,694
売上総利益		6,622,785
販売費及び一般管理費		5,115,144
営業利益		1,507,640
営業外収益		757,467
受取利息配当金	428,960	
持分法投資利益	203,025	
その他	125,482	
営業外費用		368,776
支払利息	228,749	
為替差損	67,740	
その他	72,286	
経常利益		1,896,332
特別利益		820,067
固定資産売却益	32,246	
受取保険金	787,821	
特別損失		489,729
固定資産除売却損	47,579	
減損損失	412,793	
損失補償金	29,355	
税金等調整前当期純利益		2,226,670
法人税、住民税及び事業税	1,170,828	
法人税等調整額	△191,971	
当期純利益		1,247,814
非支配株主に帰属する当期純利益		617,607
親会社株主に帰属する当期純利益		630,206

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位 千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2024年4月1日残高	4,530,543	4,495,375	14,015,877	△66,535	22,975,260
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△373,827		△373,827
親会社株主に帰属する 当期純利益			630,206		630,206
譲渡制限付株式報酬		1,456		9,903	11,359
自己株式の取得				△28	△28
株主資本以外の項目 の連結会計年度中 の変動額(純額)					
連結会計年度中 の変動額合計		1,456	256,378	9,874	267,709
2025年3月31日残高	4,530,543	4,496,832	14,272,256	△56,661	23,242,970

(単位 千円)

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額		
2024年4月1日残高	4,416,078	1,117,434	△39,910	8,576,794	37,045,657
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△373,827
親会社株主に帰属する当期純利益					630,206
譲渡制限付株式報酬					11,359
自己株式の取得					△28
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△1,164,821	915,350	541,813	440,213	732,555
連結会計年度中の変動額合計	△1,164,821	915,350	541,813	440,213	1,000,265
2025年3月31日残高	3,251,257	2,032,784	501,902	9,017,007	38,045,922

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 計算書類

## 貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位 千円)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	<b>12,673,902</b>	<b>流動負債</b>	<b>7,136,640</b>
現金及び預金	1,237,417	支払手形	165,693
受取手形	1,042,331	買掛金	1,850,979
売掛金	4,070,509	短期借入金	140,000
製品	1,382,015	1年以内返済予定の長期借入金	1,474,812
原材料	854,148	1年以内償還社債	54,000
仕掛品	1,383,840	未払法人税等	71,996
貯蔵品	812,910	未払費用	622,143
未収入金	1,588,105	未払金	2,273,393
その他流動資産	302,621	設備支払手形	14,204
		賞与引当金	344,973
		役員賞与引当金	19,472
<b>固定資産</b>	<b>25,583,704</b>	リース債務	37,950
<b>有形固定資産</b>	<b>10,306,799</b>	その他流動負債	67,020
建物	4,654,750	<b>固定負債</b>	<b>8,890,531</b>
構築物	204,931	長期借入金	4,980,178
機械及び装置	3,835,566	繰延税金負債	874,901
車輛運搬具	6,208	退職給付引当金	2,956,832
工具器具備品	245,893	リース債務	76,119
土地	886,819	資産除去債務	2,500
リース資産	103,629	<b>負債合計</b>	<b>16,027,171</b>
建設仮勘定	369,000	<b>純資産の部</b>	
<b>無形固定資産</b>	<b>113,329</b>	<b>株主資本</b>	<b>18,979,850</b>
電話加入権	6,468	資本金	4,530,543
ソフトウェア	106,861	資本剰余金	4,509,255
<b>投資その他の資産</b>	<b>15,163,575</b>	資本準備金	4,506,156
投資有価証券	6,008,472	その他資本剰余金	3,099
関係会社株式	6,860,205	<b>利益剰余金</b>	<b>9,996,712</b>
出資金	930	利益準備金	433,000
関係会社出資金	1,190,897	その他利益剰余金	9,563,712
長期貸付金	797,519	固定資産圧縮積立金	17,804
その他投資	309,200	配当準備積立金	120,000
貸倒引当金	△3,650	研究開発積立金	750,000
<b>資産合計</b>	<b>38,257,606</b>	別途積立金	716,000
		繰越利益剰余金	7,959,908
		<b>自己株式</b>	<b>△56,661</b>
		評価・換算差額等	3,250,584
		その他有価証券評価差額金	3,250,584
		<b>純資産合計</b>	<b>22,230,435</b>
		<b>負債及び純資産合計</b>	<b>38,257,606</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位 千円)

科 目	金	額
売上高		20,419,680
売上原価		19,352,705
売上総利益		1,066,975
販売費及び一般管理費		1,993,084
営業損失		926,109
営業外収益		2,219,896
受取利息配当金	1,937,835	
その他	282,060	
営業外費用		228,277
支払利息	61,032	
支払手数料	30,803	
為替差損	54,372	
その他	82,069	
経常利益		1,065,509
特別利益		817,886
固定資産売却益	30,065	
受取保険金	787,821	
特別損失		459,852
固定資産除却損	31,352	
減損損失	399,144	
損失補償金	29,355	
税引前当期純利益		1,423,543
法人税、住民税及び事業税	226,321	
法人税等調整額	△123,520	102,800
当期純利益		1,320,742

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位 千円)

	株 主 資 本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	その他資本 剰余金	利益準備金	その他利益 剰余金 (注)		
2024年4月1日残高	4,530,543	4,506,156	1,642	433,000	8,616,797	△66,535	18,021,604
事業年度中の変動額							
剰余金の配当					△373,827		△373,827
固定資産圧縮 積立金の取崩					-		-
当期純利益					1,320,742		1,320,742
譲渡制限付株式報酬			1,456			9,903	11,359
自己株式の取得						△28	△28
株主資本以外の項目の事 業年度中の変動額 (純額)							
事業年度中の変動額合計	-	-	1,456	-	946,914	9,874	958,245
2025年3月31日残高	4,530,543	4,506,156	3,099	433,000	9,563,712	△56,661	18,979,850

(単位 千円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
2024年4月1日残高	4,414,907	4,414,907	22,436,512
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△373,827
固定資産圧縮積立金の取崩			-
当期純利益			1,320,742
譲渡制限付株式報酬			11,359
自己株式の取得			△28
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△1,164,322	△1,164,322	△1,164,322
事業年度中の変動額合計	△1,164,322	△1,164,322	△206,076
2025年3月31日残高	3,250,584	3,250,584	22,230,435

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

(注) その他利益剰余金の内訳

(単位 千円)

	固定資産圧縮積立金	配当準備積立金	研究開発積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	合計
2024年4月1日残高	44,678	120,000	750,000	716,000	6,986,119	8,616,797
事業年度中の変動額						
剰余金の配当					△373,827	△373,827
固定資産圧縮積立金の取崩	△26,874				26,874	-
当期純利益					1,320,742	1,320,742
譲渡制限付株式報酬						
事業年度中の変動額合計	△26,874	-	-	-	973,789	946,914
2025年3月31日残高	17,804	120,000	750,000	716,000	7,959,908	9,563,712

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

### 独立監査人の監査報告書

2025年5月20日

株式会社N I T T A N  
取締役会 御中

#### EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 吉 田 雅 彦

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 清 本 雅 哉

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社N I T T A Nの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社N I T T A N及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
  - ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 会計監査人の監査報告書

### 独立監査人の監査報告書

2025年5月20日

株式会社N I T T A N  
取締役会 御中

#### EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 吉田 雅彦

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 清本 雅哉

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社N I T T A Nの2024年4月1日から2025年3月31日までの第103期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策をとっている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書

### 監査報告書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第103期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び内部監査部門等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月21日

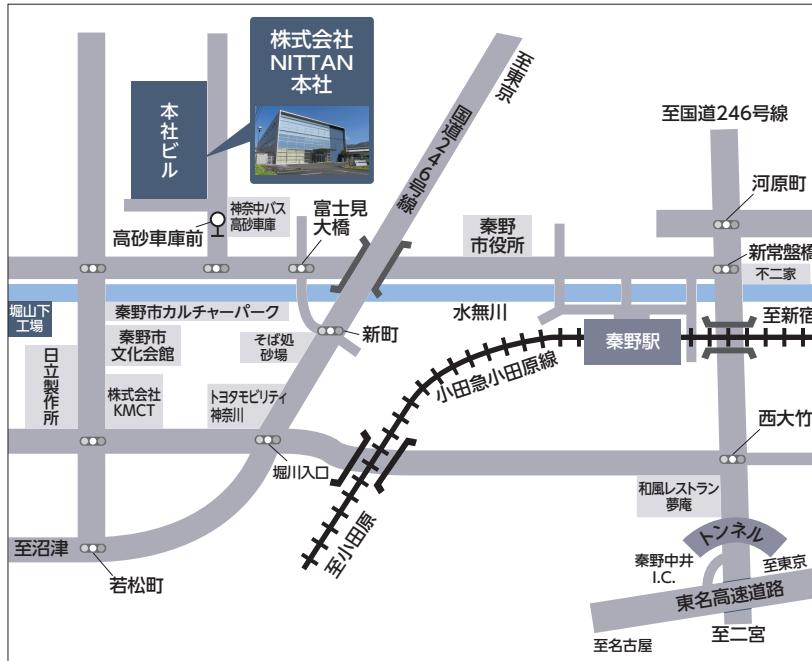
株式会社N I T T A N 監査役会

常勤監査役	高	橋	健	二	Ⓢ
監査役	井	上	文	雄	Ⓢ
社外監査役	山	田	章	雄	Ⓢ
社外監査役	田	坂	勇	介	Ⓢ

以上

# 株主総会会場ご案内図

会場 神奈川県秦野市曾屋518番地  
株式会社NITTAN 本社工場 大会議室  
電話 0463-82-1311



## 交通機関のご案内

電車：小田急電鉄小田原線「秦野駅」下車 北口より路線バス利用

路線バス：秦野駅北口3番バス乗場より

神奈川中央交通

秦11系統「高砂車庫前」行（富士見橋経由）乗車  
「高砂車庫前」下車（乗車時間約15分）徒歩約1分



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。